

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	クリーニング業法	法令の番号	昭和 2 5 年法律第 2 0 7 号				
手 続 名	営業者への必要な措置の命令( 1 / 2 )	根 拠 条 項	第 1 0 条の 2				
処 分 基 準	<p>次の各号のいずれかに該当するとき、知事は当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるため、必要な措置を取るべき旨を命じる。</p> <p>1 法第 3 条に定める以下のクリーニング所の基準に違反していると認められるとき。</p> <p>( 1 ) 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。</p> <p>( 2 ) 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。</p> <p>( 3 ) 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>クリーニング所及び業務用の車両( 軽車両を除く。 ) 並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること 洗場については、床が、不浸透性材料( コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。 ) で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること</p> <p>伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する以下の洗濯物を取り扱う場合は、他の洗濯物と区分しておき、洗濯する前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの</li> <li>イ 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの</li> <li>ウ おむつ、パンツその他これらに類するもの</li> <li>エ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの</li> <li>オ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの</li> </ul> </li> </ul> <p>その他県が条例で定める以下の措置</p> <p>ア クリーニング所において共通的に必要な措置</p> <p>( ア ) 居住又は他の営業の用に供する施設と壁等によって区画し、かつ、洗濯物の処理又は受取及び引渡し以外の用途には使用しないこと。ただし、洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所を他の営業の用に供する施設と同一の施設内に設ける場合には、壁等によって区画することに代えて、当該クリーニング所の業務従事者以外の者と洗濯物が接触することのない十分な高さを有する仕切りその他の適当な方法によって区画することができる。</p> <p>( イ ) 作業に十分な広さを有すること。</p> <p>( ウ ) 採光、照明及び換気を十分に行える構造設備とすること。</p> <p>( エ ) 洗濯物は、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分して保管すること。</p> <p>( オ ) 消毒を要する洗濯物( 上記 参照 ) は、消毒が完了するまで又は消毒の効果を有する洗濯が完了するまでの間は、他の洗濯物と接触することのないように専用の棚又は容器に保管し、かつ、その旨を表示すること。</p> <p>( カ ) 消毒を要する洗濯物を取り扱う場合は、業務従事者の手指を消毒するための設備を設けること。</p> <p>( キ ) 消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を定期的に行うこと。</p>						
対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	保健福祉事務所	交付 機関	保健福祉事務所		目次 NO

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	クリーニング業法	法令の番号	昭 和 2 5 年 法 律 第 2 0 7 号			
手 続 名	営業者への必要な措置の命令(2/2)	根 拠 条 項	第 1 0 条 の 2			
処 分 基 準	<p>(ク)業務従事者が清潔を保持するための措置を講ずること。                  イ 洗濯物の洗濯をするクリーニング所において必要な措置                  (ア)洗濯場の側壁は、床面から1メートルまでをコンクリート、タイルその他の耐水性材料を使用した構造とすること。                  (イ)洗濯物の洗濯をするクリーニング所及びその周辺の排水をよくすること。                  (ウ)洗濯物に付着しているし尿の処理に使用した水は、下水道に排出する場合を除き、浄化槽で処理すること。                  (エ)洗濯に使用する薬品等は、安全に格納することができる設備に保管すること。                  ウ 溶剤を使用するクリーニング所において必要な措置                  (ア)溶剤が大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染の原因となることのないよう適切な施設管理及び作業管理を行うこと。                  (イ)溶剤を貯蔵するタンク等は、密閉することができ、かつ、耐溶剤性のものとする。こと。                  (ウ)テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、廃液処理装置を取り付けること。                  (エ)規則で定めるクリーニング所については、脱臭時に排出される溶剤蒸気を回収するため、活性炭吸着回収装置等を設置すること。                  (オ)蒸留残さ物又は使用済のカートリッジフィルター、活性炭等の溶剤を含む廃棄物については、密閉することができ、かつ、耐溶剤性の容器に入れて保管し、適切に処分すること。                  エ 業務従事者の健康管理に関して必要な措置                  (ア)業務従事者が結核又は感染性の皮膚疾患に罹患した場合には、直ちにその旨を保健所長に届け出、その指示に従うこと。当該疾病が治癒した場合も同様とする。                  (イ)保健所長から業務従事者に結核又は感染性の皮膚疾患についての健康診断を受けさせるべき旨の指示があった場合には、直ちに当該業務従事者に健康診断を受けさせること。                  オ その他の措置                  (ア)洗濯物を集荷し、又は配達する場合は、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分すること。                  (イ)消毒を要する洗濯物を集荷する場合の容器等は、ふたを有する専用のものとし、使用の都度消毒すること。                  (ウ)洗濯物を集荷する場合は、消毒を要する洗濯物であるか否かを確認した後、所定の容器等に保管すること。</p> <p>2 法第3条の2第2項に定める利用者に対する苦情の申し出先の明示(下記に掲げる方法による)に違反していると認められるとき。                  (1)クリーニング所においては、苦情の申し出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。                  (2)無店舗取次店(クリーニング所を開設しないで洗濯物をとりつく車両を用いた店舗)においては、苦情の申し出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布する。</p> <p>3 法第4条に反してクリーニング所(洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。)にクリーニング師を置かずに営業を行っているとき。</p> <p>なお、「必要な措置処分の期間」については、個々の事例について具体的に判断する必要があるため、処分基準を一律に定めることは困難である。</p>					
対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目 次 NO